

山形県庄内町地域おこし協力隊（清川地区）募集要項

— 歴史の里・清川から地域おこし隊 —
ヒストリア キュレーター<historia curator>募集！

「歴史の里・清川」の活性化を図るため、
一緒に立ち上がってくれませんか？
～おかえり、心のふるさとへ～



清川歴史公園 荘内藩清川関所（復元）
【日本遺産構成文化財】



清河八郎座像（清河神社境内）



北楯大堰【世界かんがい施設遺産】



清河八郎記念館



御諸皇子神社



歎喜寺

ふるさとを愛する住民のみなさんは、あなたの勇気と元気を待っています！

庄内町は、空路、鉄路、道路のアクセス環境が程よく、都市的利便性と豊かな自然が共存する人口2万人のまちです。

その中でも、最上川と立谷沢川の合流点の清川（きよかわ）は、いにしえから最上川舟運の「川の道」の要衝として栄えた宿場町で、庄内藩の関所もあった山紫水明の地区です。

義経と弁慶が平泉に逃避行するなか逗留した御諸皇子神社、「出羽三山奥参り」の表参道口、芭蕉と曾良が「奥の細道」で上陸、「明治維新の扉は八郎が開き、龍馬が閉じた」と言われる明治維新の魁・清河八郎の生誕、戊辰戦争における庄内藩と新政府軍の戦い等々、歴史・文化資源が数多く残る清川地区ですが、全国的に知名度は高いとは言えません。

「歴史の里・清川」に新しい魅力、価値、生業を生み出し、希望を描いていくために、住民と共に地域活性化を目指す地域おこし協力隊員を募集します。

1 募集人数

1名 歴史の里・清川から地域おこし隊<historia curator>

ヒストリア キュレーターとは

ヒストリア : 歴史、物語、探求
キュレーション (ター)

: モノ・コトの情報や意味を捉え直し、新たな価値を創造する (人)。
「ターゲットとテーマ」を設定して情報を収集し、新しい切り口から繋がりを作って訴求力のあるモノ・コトに編集して、新たな意味付けや価値を持たせて発信し、人々の共有と共感を広めていく (人)。

2 ミッション (活動内容)

歴史・文化資源を活かした観光交流人口の拡大による地域活性化
～「歴史」の力で、地域の元気を3倍増にする～

(1) 清川地区の観光資源の発掘

▶町及び清河八郎記念館等が所蔵する古文書等を地域組織とともに解説するなど、新たな情報収集を行い、地域資源を発掘する

(2) 地域資源の付加価値を上げる情報発信

▶Web や紙媒体、写真、動画、マスコミ等を活用した広告宣伝の展開

(3) 清川地区の施設や寺社を活用した誘客

▶リモート体験、教育旅行、旅プランを企画・実行する
▶大学や研究機関、他の資料館、観光事業者等をつなぎ、食やアート等を組合せた観光交流を推進する

(4) 写真や動画を活用した地域資源のデータ化

▶世界と日本の歴史年表もわかる「(仮称)川の道しるべ・清川歴史物語」作成など、歴史文化、名所旧跡、自然、人等の地域資源を見える化する

(5) お食事処「御殿茶屋」等の活性化

▶清川地区の商店の販売促進、商品開発を行う

(6) 関係団体との連携

▶町内外の地域おこし協力隊や町の関係課、観光協会、新産業創造協議会、企業、学校など多様な組織団体と連携し、地域おこし活動や移住定住を推進する

(7) 地域活動への参加

▶清川地区振興協議会等の地域組織やグループの会合、活動へ積極的に参加し、組織や活動の強化を図る

3 応募資格

(1) 応募時点で年齢が20歳以上の方

(2) 現在お住まいの地域要件<<以下の①、②>>又は例外規定<<以下の③>>に該当する方

① 現在、3大都市圏内の都市地域もしくは一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域、または政令指定都市に居住している方で、地域おこし協力隊員として庄内町に生活の拠点を移し、委嘱日以降に住民票を異動できる方

② 現在、3大都市圏外の都市地域および一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域に居住している方で、地域おこし協力隊員として庄内町に生活の拠点を移し、委嘱日以降後に住民票を異動できる方

③ 地域おこし協力隊員であった方（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）またはJETプログラム終了者（JET参加者として活動2年以上、かつJETプログラム終了から1年以内）が、地域おこし協力隊員として庄内町に生活の拠点を移し、委嘱日以降後に住民票を異動できる方

※詳しくは、総務省の地域おこし協力隊ホームページ掲載「地域おこし協力隊推進要綱（令和3年3月31日一部改正）」、「地域おこし協力隊員の地域要件について」、「特別交付税措置に係る地域要件確認表（平成30年12月26日現在）」をご参照ください。ご不明な点は下記お問合せ先までご照会ください。

(3) 地域おこしに理解と熱意を有し、地域住民等とコミュニケーションをとりながら積極的に活動できる方

(4) 心身ともに健康で明るく、何事にも前向きに挑戦する意欲を持ち、誠実に活動できる方

(5) 普通自動車免許を有する方（オートマチック車限定可）

(6) 一般的なパソコン操作ができる方（ワード、エクセル、パワーポイント、メール、インターネット等）

(7) 任期終了後も本町に定住し、起業・就業する意欲のある方

(8) 地方公務員法第16条の欠格条項（禁錮以上の刑に処せられた者等）に該当しない方

(9) 町の協力隊設置要綱を遵守し、責務を全うできる方

4 活動拠点

山形県庄内町清川地区

「庄内町清川出張所（清川公民館）」が事務室となります。

〒999-6609 山形県東田川郡庄内町清川字花埼1番地2

5 任用形態・任用期間

(1) 協力隊員は町の委嘱を受け、地域おこし活動の対価として報償費（謝礼）の支給を受け

ますが、町と雇用関係はありません。したがって、社会保険および雇用保険への加入はありません。国民健康保険、国民年金に各自加入していただきます。

- (2) 委嘱日は、令和3年11月を予定していますが、難しい場合は相談のうえ決定します。初年度の委嘱期間は、委嘱の日から令和4年3月31日までです。
※次年度以降も年度ごとに委嘱します。委嘱期間の最長は、初年度の委嘱日から3年間です。
- (3) 協力隊員としての活動に支障がない限り、相談のうえ副業できるものとします。

6 活動時間

- (1) 隊員活動は、1日7時間45分、週5日、月20日程度を原則とします。活動によっては土・日・祝日の活動も含まれます。
- (2) 謝礼を受けて活動を行わないことができる場合は、次のとおりです。

年末年始休暇	12月29日～1月3日
年次休暇	活動期間中1月につき1日
特別休暇	忌引きなど内容による期間
病気休暇	病気の内容による期間

7 謝礼

- (1) 活動謝礼は、月額266,000円です。
※上記金額から15%程度の所得税が源泉徴収されます。
※活動中断期間中は謝礼の支給はありません。(出産・育児等により1年の範囲内で活動を中断するとき)
- (2) 活動謝礼のほかに、賞与などの手当の支給はありません。
- (3) 当月の活動謝礼は、活動報告書を確認し、翌月25日頃に指定口座に振り込みます。
- (4) 月の活動日数が特別な理由がなく20日に満たない時は、1日当たり13,300円の日割り計算により支給させていただきます。

8 待遇・福利厚生

町は、協力隊員が円滑に活動できるよう、地域住民や組織団体との橋渡しをしたり、予算の範囲内で多様な経費を支援するなど、最大限応援します。

【町が応援すること】

- (1) 活動期間中、本町内のアパートや貸家等の住居を用意し、家賃や損害保険料を負担します。
- (2) 活動に使用する車両(軽ワゴン車等)を貸与し、レンタル料や保険料、燃料費を負担します。
- (3) 活動に使用するパソコン等の機器を貸与し、リース料等を負担します。
- (4) 活動に必要なスマートフォンを貸与し、購入費や通信料を負担します。
- (5) 活動に必要な机、椅子などの備品を貸与し、購入費等を負担します。
- (6) 活動に必要な消耗品費や印刷製本費を負担します。
- (7) 活動に必要な研修や出張に係る旅費、駐車場使用料を負担します。
- (8) 活動に必要な資格取得にかかる講習費やテキスト代を負担します。
- (9) 活動中のケガなどをカバーする傷害保険に加入し、保険料を負担します。
- (10) 活動期間中、地元特産品(毎月2,000円相当分)の購入費を負担します。
- (11) 任期終了後の本町への定住や、起業・事業継承する場合は補助金などで支援します。

【協力隊員からご負担いただく経費】

- (1) 本町までの交通費、引っ越しに必要な経費
- (2) 活動期間中の国民健康保険料、国民年金保険料
- (3) 貸与された住居にかかる光熱水費
- (4) 活動期間中の個人の生活に必要な備品、消耗品費、通信費など

9 選考方法

【応募手続き】

(1) 応募受付期間

令和3年9月30日まで（消印有効）下記応募先まで提出書類を郵送してください。

※応募状況により期間延長する場合があります。

※提出された書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

(2) 応募書類

当ホームページまたはJOINが運営する「地域おこし隊」ホームページから「庄内町地域おこし協力隊（清川地区）応募用紙」をダウンロードして必要事項を記入のうえ添付書類を同封し、下記応募先へ郵送してください。

【選考】

(1) 第一次選考として書類審査、第二次選考として面接審査を行います。新型コロナの感染状況を鑑み、リモート面接も検討しています。

(2) 第一次選考の結果は、応募者全員に文書で通知いたします。合格者に対しては第二次選考の日程などを文書でお知らせいたします。

(3) 第二次選考の面接は町関係者により行い、可否の判定結果は文書で通知します。

(4) 第二次選考会場（山形県庄内町立川総合支所）までの交通費などは応募者の負担となります。

(5) 選考の経過や結果については、第一次及び第二次選考ともにお問合せには応じられませんので、予めご了承ください。

10 注意事項

(1) 住民票の異動は、委嘱日以降に行ってください。委嘱日の前に住所を異動させると募集対象者でなくなり、委嘱の決定取り消しとなる場合があります。

(2) 協力隊員としてふさわしくないと町が判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。

11 応募・お問合せ先

山形県庄内町役場 立川総合支所 立川地域振興係 長南

〒999-6601 山形県東田川郡庄内町狩川字大釜2番地

TEL：0234-56-2217（直通） FAX：0234-56-2628

Email：E-mail：tachiyazawa@town.shonai.yamagata.jp